

質屋営業法施行細則をここに公布する。

令和3年1月19日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

佐賀県公安委員会規則第1号

質屋営業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(質屋営業の許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定による許可の申請は、様式第1号により行うものとする。

(不許可決定のための意見聴取等)

第3条 法第3条第2項の規定による意見の聴取及び証拠の提出の通知は、様式第2号により行うものとする。

(不許可通知)

第4条 法第3条第3項の規定による不許可の通知は、様式第3号により行うものとする。

(営業内容の変更の許可申請及び届出並びに許可証の書換申請)

第5条 法第4条第1項の規定による許可の申請及び同条第2項の規定による届出並びに法第8条第2項の規定による書換えの申請は、様式第4号により行うものとする。

(営業内容の変更の不許可通知)

第6条 前条の申請に係る不許可の通知は、様式第5号により行うものとする。

(廃業、休業及び死亡の届出並びに許可証の返納)

第7条 法第4条第2項及び第3項の規定による届出並びに法第9条の規定による返納は、様式第6号により行うものとする。

(休業延長及び営業再開の届出)

第8条 施行規則第7条第2項及び第3項の規定による届出は、様式第7号により行うものとする。

(質物の保管設備の変更の届出)

第9条 施行規則第9条の規定による届出は、様式第8号により行うものとする。

(許可証の亡失及び盗難の届出並びに再交付申請)

第10条 法第8条第3項の規定による届出及び同条第4項の規定による再交付の申請は、様式第9号により行うものとする。

(許可の取消し又は営業停止)

第11条 法第25条の規定による許可の取消しの通知は、様式第10号により行うものとする。

2 法第25条の規定により営業の停止を命ずるときは、様式第11号により行うものとする。

(相続人の承認等)

第12条 法第28条第3項第1号の規定による承認の申請は、様式第12号により行うものとする。

2 法第28条第5項の規定による承認の申請は、様式第13号により行うものとする。

3 前2項の申請に係る承認の通知は、様式第14号により行うものとする。

4 法第28条第6項の規定による不承認の通知は、様式第15号により行うものとする。

(申請書等の提出)

第13条 法、施行規則及びこの規則の規定により佐賀県公安委員会に提出する書類は、1通とする。

(警察本部長への委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、佐賀県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により、許可を申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

(フリガナ) 氏名又は名称	
法人等の種別		1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社 4 合資会社 5 その他法人 6 個人
生年月日		年 月 日
住所		電話 () -
本(国)籍		
営業所	(フリガナ) 名称
	所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。) 電話 () -
代表者等	種別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
	(フリガナ) 氏名
	生年月日	年 月 日
	住所	電話 () -
	本(国)籍	
代表者等	種別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
	(フリガナ) 氏名
	生年月日	年 月 日
	住所	電話 () -
	本(国)籍	

代表者等	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
	(フリガナ) 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	電話 () -
	本 (国) 籍	
代表者等	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
	(フリガナ) 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	電話 () -
	本 (国) 籍	

質 物 の 保 管	
設 備 の 概 要	

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日
号

意見聴取通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

あなたが 年 月 日付けで申請された質屋営業許可のことについて、質屋営業法第3条第2項の規定により、あなたに対する質屋営業の不許可に関する意見の聴取を次のとおり行いますので通知します。

日時	年 月 日 時 分から
場所	
意見聴取等を求める理由	

- 備考 1 あなたは許可上有利な書類その他の証拠を提出することができますので、該当する証拠がありましたら出席の際に提出してください。
- 2 あなたの代理人が出席されても構いませんが、そのときは、代理人選任届その他の代理権を証明する書類を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく出席されないときは、あなたが主張する権利を放棄したものと取り扱うことがあります。

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日
号

不許可通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった質屋営業の許可については、質屋営業法第3条第1項の規定により許可しないこととしたので通知する。

決定年月日	年 月 日
理 由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

様式第4号（第5条関係）

営業内容の変更 許可申請書
届出書
許可証の書換申請書

質屋営業法第4条 第1項 第2項 の規定により営業内容の変更の 許可の申請 届出 をします。
質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請（届出）者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(フリガナ) 氏名又は名称

1 営業所等に関する変更事項

変更年月日	年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は名称	
法人等の種別	1 株式会社 2 有限会社 3 合名会社 4 合資会社 5 その他法人 6 個人	
住 所	電話 () -	
本(国)籍		
営業所	(フリガナ) 名 称
	所 在 地	
	移 転 事 由	

2 代表者等に関する変更事項

変更区分		1 削除：従前の代表者等を削除（旧欄） 2 追加：新たに代表者等を追加（新欄） 3 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 4 交替：削除と追加を同時に行う。	
変更年月日		年 月 日	
代表者等	旧	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
		(フリガナ) 氏 名	-----
		生年月日	年 月 日
	新	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
		(フリガナ) 氏 名	-----
		生年月日	年 月 日
		住 所	電話 () -
	本(国)籍		

変更区分		1 削除 2 追加 3 変更 4 交替	
変更年月日		年 月 日	
代表者等	旧	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
		(フリガナ) 氏 名	-----
		生年月日	年 月 日
	新	種 別	1 代表者 2 業務を行う役員 3 法定代理人 4 管理者
		(フリガナ) 氏 名	-----
		生年月日	年 月 日
		住 所	電話 () -
	本(国)籍		

- 備考 1 申請(届出)者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
- 2 不要な文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日
号

営業内容変更の不許可通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった質屋営業の営業所の 管理者の新設・変更
移 転

許可については、質屋営業法 第3条第1項第9号 第7条第3項 の規定により許可しないこととしたので通知する。

決定年月日	年 月 日
理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は横線で消すこと。

様式第6号（第7条関係）

廃業
休業 届出書
死亡
許可証の返納理由書

質屋営業法第4条 第2項 廃業
第3項 の規定により 休業 の届出をします。
死亡

質屋営業法第9条 第1項
第2項 の規定により許可証を返納します。
第3項

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出（返納）者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可証番号		
許可年月日	年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は名称	-----	
住 所	電話 () -	
営業所	(フリガナ) 名 称	-----
	所 在 地	電話 () -

廃業(解散・消滅・ 死亡・取消)日	年 月 日
休業期間	年 月 日から 年 月 日までの間
発見・回復日	年 月 日

返 納 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1 質屋営業を廃止した。 2 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3 許可証の交付を受けた法人が合併により消失した。 4 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5 許可が取り消された。 6 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休 業 事 由	

終了 行為者	(フリガナ) 氏名又は名称	-----
	生年月日	年 月 日
	住所又は 所在地	電話 () -
	営業主との 続柄	
終了行為 完了年月日	年 月 日	

- 備考 1 届出(返納)者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要な文字は、横線で消すこと。
- 3 返納理由の欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第7号（第8条関係）

休業延長
営業再開 届出書

質屋営業法施行規則第7条 第2項 第3項 の規定により 休業延長 営業再開 の届出をします。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所



許可証番号		
許可年月日		年 月 日
(フリガナ) 氏名又は名称		-----
営業所	(フリガナ) 名 称	-----
	住 所	電話 () -

届出済の休業期間	年 月 日から 年 月 日までの間
休業延長期間	年 月 日から 年 月 日までの間
営業再開年月日	年 月 日から
理 由	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 不要な文字は横線で消すこと。

様式第8号（第9条関係）

質物保管設備変更届出書

質屋営業法施行規則第9条の規定により質物保管設備の変更の届出をします。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号		
許可年月日	年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は名称	-----	
住所又は居所	電話 () -	
(フリガナ) 法人にあっては その代表者の氏名	-----	
(フリガナ) 営業所の名称	-----	
営業所の所在地	電話 () -	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	新	旧

備考 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第9号（第10条関係）

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所



許可証番号		
許可年月日	年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は名称	
営業所	(フリガナ) 名称
	所在地	電話 () -

亡失又は盗難の日時及び場所	日時	
	場所	

再交付申請の理由	
----------	--

備考 届出（申請）者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第 10 号 (第 11 条関係)

第 年 月 日 号

許可取消処分通知書

住所又は居所 (法人の所在地)

氏名 (法人の名称及び代表者)

殿

佐賀県公安委員会 印

質屋営業法第 25 条 第 1 項 第 2 項 の規定により質屋営業の許可を取り消したので通知する。

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
営業所名	
取消年月日	年 月 日
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県 (代表者は佐賀県公安委員会になります。) を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は横線で消すこと。

様式第 11 号（第 11 条関係）

第 年 月 日 号

営業停止命令書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

質屋営業法第 25 条 第 1 項 第 2 項 の規定により次のとおり質屋営業の停止を命ずる。

営業所名	
停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
処分の理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は横線で消すこと。

様式第 12 号 (第 12 条関係)

相続人承認申請書

質屋営業法第 28 条第 3 項第 1 号の規定により、相続人の承認を申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は名称	-----
住 所 又 は 居 所	電話 () -
法人にあってはその 代表者の氏名	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	電話 () -
相続人として申請 するものの氏名	
相続人として申請 するものの住所	電話 () -
相続人として申請 するものと許可者 との続柄	
申 請 の 理 由	許可者 が、 年 月 日に 死亡したため

備考 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第 13 号 (第 12 条関係)

営業所外承認申請書

質屋営業法第 28 条第 5 項の規定により、質契約終了行為場所の承認を申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(フリガナ) 氏名又は名称	-----
住所又は居所	電話 () -
法人にあってはその代表者の氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	電話 () -
申請の場所	
申請の理由	

備考 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

第 年 月 日

承認通知書

住所又は居所 (法人の所在地)

氏名 (法人の名称及び代表者)

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 相続人承認申請 については、質屋営業
営業所外承認申請
法第 28 条 第 3 項第 1 号 の規定により承認したので通知する。
第 5 項

備考 不要な文字は横線で消すこと。

様式第 15 号（第 12 条関係）

第 年 月 日 号

不承認通知書

住所又は居所（法人の所在地）

氏名（法人の名称及び代表者）

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 相続人承認申請 営業所外承認申請 については、質屋営業

法第 28 条第 6 項の規定により承認しないので通知する。

決定年月日	年 月 日
理由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>	

備考 不要な文字は横線で消すこと。